

年金記録問題における死亡者の取扱いの現状

1 遺族年金の受給者が存在する場合

○ 以下の作業により、記録の持ち主である本人が既に死亡している場合は、その記録をもとに遺族年金を受給している遺族に確認を行い、申出を受けて、増額分を未支給年金としてお支払いしている。

① ねんきん特別便

※遺族年金の基となる記録として、遺族年金受給者へ送付して確認を依頼。

② 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ

③ ~~厚生年金基金記録と国のコンピュータ記録の突合せ~~

2 遺族年金の受給者が存在しない場合

○ 受給権を有する遺族を発見するためには、戸籍を公用請求し個別に遺族に当たる等の相当な作業を要することから、現在はこのような対応を行っていない。

○ 死亡した本人の記録に基づく未支給年金を受給した方がいる場合は、当該受給者へのお知らせを行うことも考えられるが、当該未支給年金受給者の現在の住所の把握が容易ではないこと等から、確認作業は行っていない。

※ 国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せ、~~厚生年金基金記録と国のコンピュータ記録の突合せ~~においては、全ての死亡者について確認作業(突合せ)を行っている。一方、ねんきん特別便については、見つかった記録が死亡者本人のものであるか否かを遺族が確認することは困難であることから、遺族年金の基となっている記録についてのみ確認作業を行っているところ。

(参考)三共済における死亡者の取扱い

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団が実施した特別便による記録確認においても、遺族年金の受給者が存在する場合に、その遺族に対して送付。遺族年金の受給者が存在しない場合は特段の対応を行っていない。